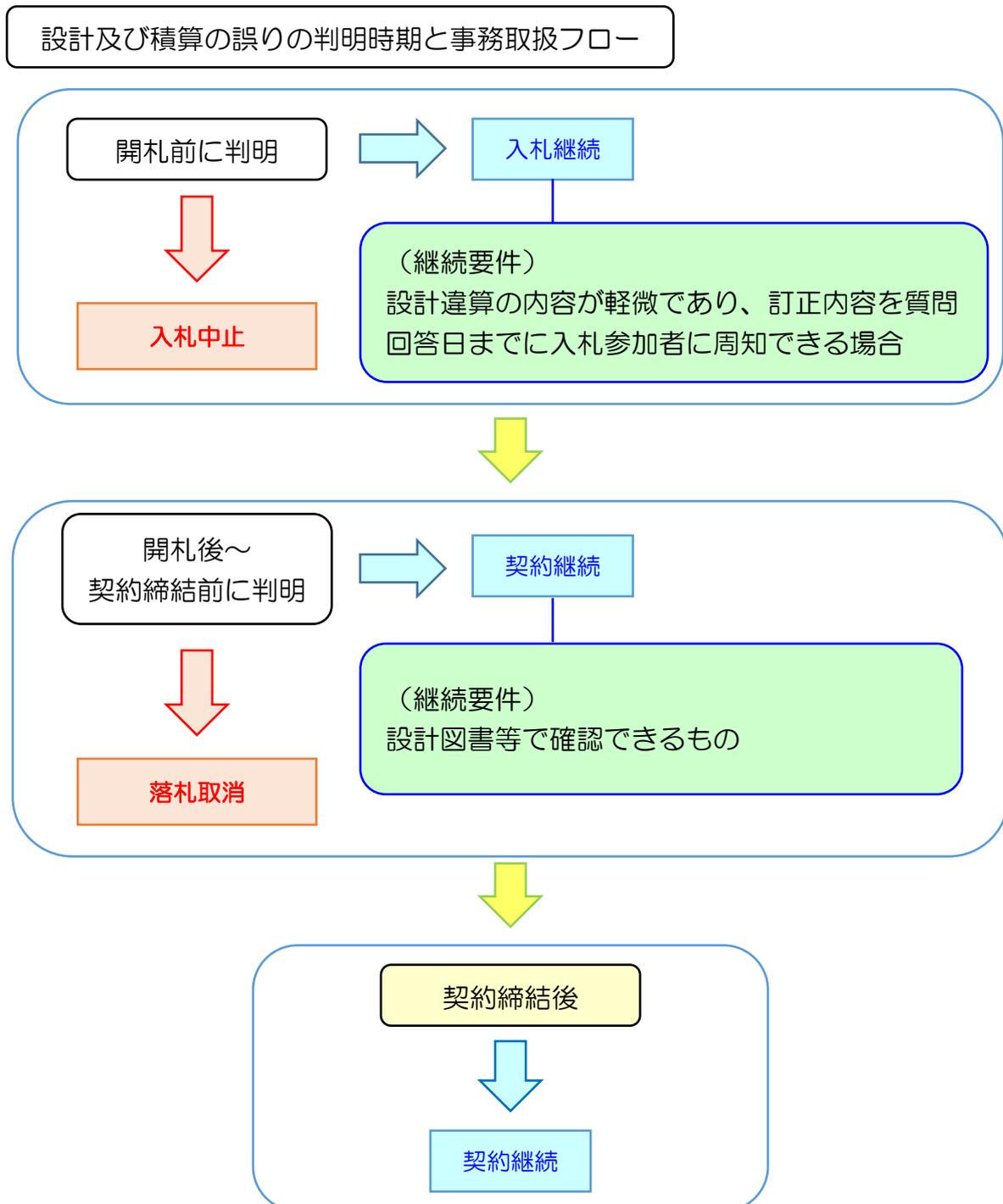


### 太子町設計及び積算の誤りに関する事務取扱について

太子町が実施する建設工事等に係る入札の透明性及び公平性を確保するため、入札執行に際し設計及び積算の誤りが判明した場合の取扱いについて、下記の通り定めます。

記



※ 土木一式工事、舗装工事を対象とする。